

山口市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告掲載は、市の新たな財源を確保することにより、市民サービスの向上とともに地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第3条 広告掲載の対象となる市の資産等は、次に掲げるもののうち、市が広告媒体として活用することを決定したものとする。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市ウェブサイト
- (3) その他広告媒体として活用することが可能な市の資産

(広告掲載の基本原則)

第4条 広告掲載を実施する場合は、法令の遵守、消費者の保護、青少年の健全育成、商取引の安全性の確保、地域の社会及び経済の健全な発展等を図るため、次のことに留意しなければならない。

- (1) 公正で誠実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、真実を伝えるものであること。
- (5) 広告関連法規及び社会秩序を遵守するものであること。
- (6) 屋外に広告物を掲載又は掲出する場合は、広告物の色彩・意匠等は都市景観と調和のとれたものであること。

(広告掲載の承認)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、その掲載する広告の内容について、あらかじめ市の承認を受けるものとする。

(広告の範囲)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告については、前条の承認を行わないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (3) 市の公共性、中立性、又は品位を損なうおそれがあるもの
- (4) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの

- (5) 政治性のあるもの
 - (6) 宗教性のあるもの
 - (7) 社会問題についての主義主張
 - (8) 個人又は法人の名刺広告
 - (9) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
 - (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (11) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (12) 広告の内容が、虚偽又は誇大であるもの
 - (13) その他広告掲載が、不相当と市長が認めるもの
- 2 広告掲載に係る業種及び事業者、前項の規定により広告掲載を行わない広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、別に定める。
- 3 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準については、広告媒体として活用することを決定した資産等を所管する部署（以下「所管部署」という。）において、別途定めるものとする。
- （広告掲載の募集）

第7条 広告掲載の募集は、原則として公募により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法による募集も行えるものとする。
- (1) 次条第1号又は第2号に掲げる団体等に対し、直接広告掲載の案内を行う。
 - (2) 公募による応募者の数が募集の数に満たない場合において、前条第1項各号の規定を踏まえ、掲載希望者を選定し、直接、広告掲載の依頼を行う。
 - (3) 第17条に規定する方法により募集する。

（広告の掲載順序）

第8条 同一の広告媒体への掲載希望者が複数ある場合、掲載する広告の順位は、次に掲げる順序とし、同一の広告の掲載位置に同順位の掲載希望者が複数ある場合、抽選により決定するものとする。

- (1) 公共団体、公社、公団、公益法人又はこれらに類するものに係る広告
- (2) 私企業（民間企業）のうち、公共的性格を持ち、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前号以外の私企業または自営業者で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) その他広告掲載が適当であると、市長が認めるものの広告

（広告掲載の申し込み）

第9条 広告掲載の申し込みは、広告掲載申込書を提出することにより行うものとする。

- 2 前項の申し込みの際には、広告の内容が分かるものの提出を求めるものと

する。

- 3 「山口市入札参加資格審査申請」を行っていない掲載希望者には、申し込みの際、必要に応じて業務内容、経営状況等が分かるものの提示を求めるものとする。

(広告の掲載場所、規格等)

第10条 広告の掲載場所、規格、色彩、デザイン、掲載の時期及び期間その他の広告掲載の取扱いに関し必要な事項については、所管部署において別に基準を定めるものとする。

- 2 所管部署は、前項の基準により、広告掲載に係る事務を処理するものとする。

(広告掲載の手続)

第11条 掲載希望者は、別に定める様式により、市と契約を締結するものとする。

- 2 掲載希望者は、市が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告の掲載料)

第12条 広告の掲載料は、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(広告の掲載料の納付及び経費の負担)

第13条 広告の掲載料は、契約の締結後、所管部署が指定する期日までに納入するものとする。

- 2 広告の版下原稿の作成費用は、掲載希望者の負担とする。

(広告掲載の承認の取消し)

第14条 市は、指定する期日までに掲載希望者が版下原稿を提出しないとき、もしくは広告掲載料を納付しなかったとき又は広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めたときは、広告掲載の承認を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第15条 契約の締結後、掲載希望者の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、既納の広告の掲載料を還付するものとする。

(広告掲載料の不還付等)

第16条 契約の締結後、掲載希望者の責めに帰すべき理由により、広告掲載が中止になったときは、既納の広告の掲載料を還付しない。

- 2 掲載希望者は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(広告代理店等への業務の委託)

第17条 市は、第7条から第14条までの規定に係る業務を広告代理店等に委託することができる。

2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(物品の受入れ)

第18条 市は、第7条から第11条までの規定にかかわらず、掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れる方法によることができるものとする。

2 前項の規定による物品の受入れについては、市がその可否を決定するものとする。

3 市は、第1項の規定による物品の受入れをすることとした場合は、掲載希望者と当該物品の作成及び受入れに関する書面を交換するものとする。

(掲載希望者の責任)

第19条 広告掲載内容に関する一切の責任は、掲載希望者が負うものとする。

(広告の審査)

第20条 広告掲載内容や掲載希望者に関する審査については、この要綱に基づきそれぞれの所管部署が行い、掲載等の可否を判断することとする。

2 広告掲載内容等の審査にあたっては、総合政策部財政課に合議する。

(審査機関)

第21条 広告掲載内容等に関して所管部署の判断では疑義を生じる場合において、掲載の可否等を審査するため、山口市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、所管部署の要請を受け、次の事項について検討を行うとともに、広告掲載の可否に関する審査を行い、その結果を当該所管部署に報告する。

(1) 広告主の選定に関すること。

(2) 広告内容及びデザインに関すること。

(3) その他広告事業の実施に関し、疑義のあること。

3 審査会の委員長は、総合政策部長をもって充て、委員は、総務部長、総務部次長、総合政策部次長、総務課長、管財課長、企画経営課長及び財政課長をもって充てる。

4 委員長は、前項に定める委員のほか、審査する内容に関連する所管の課長を臨時の委員として加えることができるものとする。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代行する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、持ち回りによって審議を行うことができる。

(会議)

第22条 審査会の会議は、所管部署からの要請を受け委員長が必要と認めた

ときに、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第23条 審査会の庶務は、総合政策部財政課において処理する。

(その他)

第24条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。